

建築物石綿含有建材調査者 講習（一般）のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】<http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日 時	令和7年11月17日（月）、18日（火）
場 所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定 員	56名 定員になり次第募集を締め切ります。

講習科目 及び 時間数	講習科目			講習時間		
	1 日 目		オリエンテーション	8：50～9：00		
		科目 1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	9：00～10：00	1 時間 ※上記(1)免除	
		科目 2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	10：10～11：10	1 時間	
		科目 3	石綿含有建材の建築図面調査	11：20～12：20 13：20～16：30	4 時間	
2 日 目		オリエンテーション	8：50～9：00			
	科目 4	目視調査の実際と留意点	9：00～12：10	4 時間		
			13：10～14：10			
	科目 5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14：20～15：20	1 時間		
		修了考査	15：30～17：00	1.5 時間		
受講料及び テキスト代 (消費税 10% 対象)	※科目 1 免除対象者でも全科目受講することは可能です。その場合は全科目分の受講料を納入してください					
		受講料	内消費税	テキスト代	内消費税	合 計
	全科目受講	40,590 円	3,690 円	5,170 円	470 円	45,760 円
	科目 1 免除者 (石綿作業主 任者技能講習 修了者)	38,610 円	3,510 円	5,170 円	470 円	43,780 円
	使用テキスト：建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（建設業労働災害防止協会）					
受 講 手 続 き	受講申込書に受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。 (添付書類を添えてください) 建災防福井県支部 福井市城東 4 丁目 1 2-2 1 福井地区建設業会内 【適格請求書発行事業者登録番号 T5-0104-0500-1851】 TEL0776-24-1197 / FAX0776-21-8094 ※各分会での受付はしていません					
修了証等の 交付	講習修了後に修了考査(筆記試験)を行い、後日、合格者には「修了証明書」を、不合格者には「受講証明書」を交付します。 不合格の場合には、講義修了年度の翌々年度まで再受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、再試験の手続きをしてください 郵送ご希望の場合は、郵送しますので、受講者毎に1通の 定形封筒 (簡易書留料 460円分の切手)を貼付し、修了証送付先を記入したものを講習申込時に提出してください。 引き取りの場合は各分会で ご本人のみ 受領可。但し、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので必ず認印をご持参ください。					
その他	1. 記入していただいた氏名、生年月日等はこの講習の事業以外では一切使用いたしません。 2. 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します 3. 受講申込時に納入された受講料・テキスト代等は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の 17 時までに 1 回のみ認めます。事前に連絡の上、申込書を提出してください。 4. 受講資格に該当する卒業証書・卒業証明書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申し込みの際に原本の提示ができない場合には講習日初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証明書の交付ができません。 5. 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。					